

奈良県土木技術職員修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

令和6年3月29日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第717号

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県土木技術職員修学資金貸与条例（令和6年3月奈良県条例第518号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(貸与の申請手続)

第3条 条例第3条第1項に規定する申請をしようとする者は、修学資金貸与申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の修学資金貸与申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 保証人となる者の保証書（第2号様式）
- 二 前項の申請をしようとする者の住民票
- 三 その他知事が必要と認める書類

(保証人)

第4条 条例第4条第1項の規定により修学資金の貸与を受けようとする者が立てなければならない保証人（以下「保証人」という。）は、1名とし、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、保証人は、その法定代理人でなければならない。

(貸与の決定通知)

第5条 知事は、第3条第1項の規定による修学資金貸与申請書の提出があったときは、審査及び試問のうえ、貸与を適当と認めるときは、修学資金貸与決定通知書（第3号様式）によりその旨を当該申請者に対し通知するものとする。

(貸与申請書の提出期限等)

第6条 第3条第1項の修学資金貸与申請書の提出期限及び試問の実施に関する必要な事項は、毎年、知事が定める。

(借用証書)

第7条 修学生は、条例第3条第2項の規定により修学資金の貸与を受けようとするときは、その都度、借用証書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(貸与の休止又は打切りの通知)

第8条 知事は、条例第5条の規定により修学資金の貸与を行わないとき又は条例第6条の規定により修学資金の貸与を打ち切るときは、その旨を修学生に通知するものとする。

(返還債務の免除の申請手続)

第9条 条例第7条又は第8条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、返還免除申請書(第5号様式)に免除を受けようとする事由を証明する書類で知事が別に定めるものを添えて知事に提出しなければならない。

(返還免除の事由)

第10条 条例第7条第2項に規定する規則で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業をしている場合
- 二 地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業をしている場合
- 三 地方公務員法第28条第2項の規定による休職(公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職を除く。)をしている場合
- 四 地方公務員法第29条の規定による停職をしている場合
- 五 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事している場合又は地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事している場合
- 六 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業をしている場合
- 七 前号に掲げるもののほか、知事が定める特別の事情

(返還免除の事由)

第11条 条例第8条第1項第2号に規定する規則で定める災害又は疾病の程度は、次のとおりとする。

災害	住居又は家財に二分の一以上の損害を与えるもの
疾病	身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働に著しい制限を加える障害を残すもの

(返還の方法)

第12条 条例第9条の規定による修学資金の返還は、最長半年賦(月を単位とする。)の均等払によるものとする。ただし、返還債務を繰上返還することを妨げない。

(分割返還明細書)

第13条 条例第9条各号に掲げる事由が生じたことにより修学資金を返還しなければならない者は、直ちに分割返還明細書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(返還債務の履行猶予の申請手続)

第14条 条例第10条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、履行猶予申請書(第7号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類で知事が別に定めるものを添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第10条の規定により修学資金の返還債務の履行を猶予された者は、当該猶予された理由が消滅したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(届出)

第15条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 退学したとき。

三 休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。

四 保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき又は保証人が死亡したとき若しくはは破産手続開始の決定を受けたとき。

2 修学資金の貸与を受けた者は、前項第1号又は第4号に該当する場合には、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、貸与を受けた修学資金に係る返還債務が消滅したときは、この限りでない。

3 保証人は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちに死亡届(第8号様式)にその事実を証明する書類で知事が別に定めるものを添えて知事に提出しなければならない。ただし、第9条の規定により返還債務の免除の申請を行ったとき及び貸与を受けた修学資金に係る返還債務が消滅したときは、この限りでない。

(その他)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。